

厚生労働大臣 加藤勝信 殿

新型コロナウイルス感染症対策における介護・ 障がい福祉分野の支援策拡充に向けた緊急提言

公明党新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 齊藤 鉄夫

事務局長 高木美智代

介護・障がい福祉支援検討チーム

座長 里見 隆治

公明党政務調査会

会長 石田 祝稔

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、感染すると重篤化しかねない高齢者や障がい児・者の日常生活や福祉サービス提供の基盤となる介護施設や障がい福祉施設、関連の事業所において、緊張や不安が募る環境にあっても職員、関係者が懸命に必要なサービスの提供を維持、継続いただいていることは感謝の念に堪えない。このような介護・障がい者福祉分野における支援策の更なる拡充が喫緊の課題である。

今後、政府におかれては、高齢者介護や障がい福祉のサービスを提供するための関連の施設、事業所における更なる感染拡大を防ぎ、職員、関係者が安全に安心して業務に従事し、利用者である高齢者、障がい児・者が安心してサービスを利用できるよう、今般成立した令和2年度補正予算を速やかに実行に移すとともに、さらに以下の点について対応するよう緊急提言する。

特に、令和2年度補正予算で盛り込んだ、介護・障がい福祉サービスの継続支援事業について、最前線で介護・障がい福祉に従事する現場のニーズを十分踏まえた柔軟な運用を行い、その際、人件費・手当等を含むかかり増し経費についても、柔軟に対応できる仕組みとするよう強く要請する。併せて、今後の状況の推移や現場の実態を踏まえ、地域医療介護総合確保基金等も含め、予算の積み増しをはじめ機動的かつ効果的な措置を講じられるよう求める。

1. 感染拡大防止の徹底と効果的な支援

(1) マスク等の衛生物資、防護機材等の安定的確保・配布体制の整備

- ・ マスク、手袋、ゴーグル、防護服（使い捨てグローブ、ガウン等）、フェイスシールド、エタノール、洗浄綿等の感染防護機材の整備を進めること。
- ・ 非接触型体温計の確保と配備をすること。
- ・ 事業所単位のマスク配布では、事業規模によりばらつきがあり、現場の従事者に確実に行き渡っている状況ではない。改善のためにも、人数を把握する体制をとり、対処すること。
- ・ 居宅介護支援、訪問介護を行う事業者は特にマスク等の防護機材不足に苦しんでいる。スタッフや利用者が感染している場合、クラスター要因となる。機材提供には特段の配慮が必要であり、早急に対応すること。
- ・ 重度者への介護・障がい福祉の現場において不可欠な消毒液の確保を急ぎ、優先的に現場へ届けること。
- ・ 都道府県、市町村において、介護・障がい福祉関係の事業所から必要機材及びその数について要望をあげられる体制の現状確認を行い、情報共有を含めた機材配布体制整備を行うこと。その上で、事業所において感染防護機材の事前消費計画を立てるため、国及び自治体からの必要機材の配布スケジュール、今後の見通し等について、的確に情報提供すること。
- ・ エプロン、ガウン等の防護服の入手が困難な際における代替手法を提供すること。

(2) サービスの事業内容に合わせたガイドライン整備と的確な運用

- ・ これまで厚生労働省から発出された事務連絡が現場の職員に行き渡らず、届いていない上、実践できていない。単に事務連絡を出すのみならず、地方自治体との連携体制を確認し、現実的な対応ができるよう、現場の状況把握を徹底的に行うこと。
- ・ 介護・障がい福祉サービスの事業内容に合わせたガイドラインを作成・整備し、運用方法をわかりやすく提供すること。その際、具体例を挙げるなど事例に則したものの、平時からの予防策と感染者が発生した場合など各局面に応じたきめ細かなものとする。
- ・ 通所介護事業所において、感染予防策を行うにあたり、どこまで行う必要があるかわからない。具体的に消毒の手法、介護サービスの中でのレクリエーションの実施のあり方等、事業運営のガイドラインを作成すること。
- ・ 現状、より感染リスクが高い居宅介護、訪問介護事業の職員に対する具体的な感染防止策及び感染リスク発生時の具体的ガイドラインを整備し、その内容を平易かつ

短時間で理解でき、即座に現場で実践できる動画を早急に作成して周知徹底すること。

- ・ サービスを受ける利用者宅において消毒等感染予防が図られている場合は極めて少ない。居宅における安全なサービス享受環境を作るために、分かりやすい手引きを作成し、受け渡す体制を行うなど、必要な対策を実施すること。
- ・ 施設・事業所の職員が医療的見地からの相談を受けられる体制を地方自治体ごとに設置、整備すること。
- ・ 以上の介護サービス事業者以外にも、サービス付き高齢者住宅等での集団感染が発生していることを重く捉え対応策を講じること。

(3) 利用者・職員の感染が疑われる場合の対応方法の検討

利用者が新型コロナウイルスに感染した場合、職員も濃厚接触者となり、事業所全体が一定期間営業できなくなる。クラスターのリスク回避のため、事業所経営が打撃を受ける。したがって、利用者の感染が考えられる場合の介護・障がい福祉サービス提供のあり方、予防策を検討、実施すること。

○ 職員に対する検査体制の整備

- ・ 利用者の感染が疑われた場合、職員自体がクラスター発生源となるのを避けるため、優先的、積極的に PCR 検査が受けられるように配慮すること。
- ・ 今後実施される抗体検査について、有効性が認められる場合は医療職と同様に介護、障がい福祉関係事業所の職員も優先的に受けられるよう配慮すること。

○ サービス利用者の感染疑い時の対応整備

- ・ 居宅介護利用者の感染が疑われる場合の優先的 PCR 検査の実施、医療提供体制、搬送先の確保等に取り組むこと。
- ・ 要介護者に発熱等が生じた場合、やみくもに新型コロナウイルスの感染のみを疑って医療機関の受け入れ拒否等が生じ、命の危険が生じないよう、発熱時における搬送先の確保、基礎自治体の医療提供体制における要介護者の受け入れ体制について整理すること。
- ・ 要介護者が新型コロナウイルスに感染した場合、搬送される医療機関あるいは宿泊施設に介護の専門家が必要である。人員配置、あるいはオンラインシステムを構築し、感染した要介護者へのケアが滞ることがないように整備すること。

○ 複数の施設・事業所の利用者が感染した場合の関係施設・事業所間の情報連絡体制の確立

- ・ 複数の施設・事業所の利用者の感染が判明した際に、その複数の施設・事業所でその事実を速やかに把握できるような情報連絡体制を確立すること。
- ・ 市町村等自治体を跨ぐケースも多く考えられることから、自治体間の連携方法について、ガイドラインを設け、自治体にその徹底を図ること。
- ・ 感染した利用者の入院を優先的に行えるよう配慮すること。

2. 介護・障がい福祉現場の体制整備と環境改善

(1) ルールの弾力化、人材確保

○ 介護職員初任者研修の実施方法等の見直し

- ・ 訪問介護の慢性的な人手不足に加え、通所事業所の休止に伴う訪問介護サービス需要が増大している。緊急事態宣言後、職を失い訪問介護事業者の求人の応募が増加しているが、養成事業所では研修開講を見合わせていることから、通学が一定期間必要な介護職員初任者研修のあり方を一時的に見直し、双方向のオンライン講習として受講でき、終了評価も含め、全て通信学習の活用の実施ができるよう要件緩和を図ること。

○ 人員確保と運用基準緩和、事業者間連携への支援

- ・ 慢性的な人手不足に加え、学校休業等により出勤できない介護・障がい福祉従事者が増加している中、人員、施設等の運用基準・配置基準等の緩和、柔軟化を図ること。
- ・ 自主的に利用を控える利用者が増え、外出規制も加わり、サービス提供側も訪問活動自粛が進む中、独居老人の孤立化が進んでいる。「三密」を避けた訪問・見回り方法での安否確認、状況把握も介護サービスとして提供できるようサービス項目を増やすあるいは運用を柔軟化すること。
- ・ 今般のコロナウイルスで影響を受け、失業した方等に対し、介護業界への斡旋及びマッチングに取り組むこと。業務内容においては従前の経験が生かされる分野も多数あることから、介護分野との表記のみならず、送迎、調理、清掃等の表記を前面に出した募集等に変更した求人体制をとること。

○ 在宅サービス等におけるルールの弾力化

- ・ 在宅サービスにおいて、利用者からの要望内容が多岐に渡るケースが増加し、頻度も増えていることを鑑み、サービスとサービスとの間の2時間を確保するルールを緩和する等、サービス提供に関する実態に即した運用を可能にするため制度を弾力化すること。

- ・ 他サービスや多職種の「常勤専従」職種と訪問介護員との兼務等を可能とする人員基準の緩和（通所介護事業所等で働くヘルパーや居宅介護支援事業所の介護支援専門員など一時的に訪問介護員として稼働できるような人員基準の緩和など）を図ること。
- ・ 人手不足を解消するために事業所間での人員移動、応援を行った際に生ずる費用について、資金的支援を行うこと。
- ・ その他、通所系介護事業所がサービス提供を継続する際に通常にましてかかる費用負担等について支援をさらに拡充すること。

○ 休業したい又は休業せざるを得ない事業者に対する補償

- ・ 休業した際に再開時に人手不足により困難をきたす場合がある。事業所と基礎自治体と連携し、就労可能な人員の確保と他の事業所とのマッチングにより、介護従事者の就労継続を図る手立てを講ずること。
- ・ サービス提供者と利用者との関係が切れないう、支援策を講ずること。
- ・ デイサービス等通所介護事業所が休止する事業所が増え、感染対策の費用などが嵩み、経営的に厳しい事業所への経営支援（補助金など）を行うこと。

(2) 介護・障がい福祉従事者の感染拡大リスクの回避対策

- ・ 介護・障がい福祉従事者の優先的 PCR 検査を実施し、感染拡大を防ぐこと。特に、訪問系のサービスに従事する職員については、留意する必要があること。
- ・ 介護・障がい福祉従事者が家族への感染拡大リスクを回避するため、ホテル等宿泊施設を活用した場合の費用支援を行うこと。かかりまし経費を確実に認めること。
- ・ 抗体検査の有効性が認められる場合は、医療職と同様に介護・障がい福祉従事者も優先的に受けられるよう配慮すること。

(3) 介護・障がい福祉従事者の労働環境・補償・特別手当給付の整備

- ・ 介護従事者が感染するリスクが高い中、補償制度がない。相当な負担を強いられる環境で従事者は体力的・心理的な負担、緊張、不安は限界に達している。精神的負担も大きい中、補償制度の整備と特別手当等支援策を講ずること。
- ・ 介護報酬の特別加算を検討すること。
- ・ 障がい福祉従事者についても、同様の観点から、別掲（5.（3）②）により対応すること。

(4) 風評被害対策

- ・ 感染を発生した施設・事業所、従事者やその家族に対する風評被害への対策につい

て万全を期すこと。

3. 利用者・関係者の介護・障がい福祉サービスのアクセス確保

(1) 要介護認定の柔軟な運用と周知

- ・ 感染リスクを下げるために、申請を控える利用者が多い。「介護サービスは生活を継続する上で欠かせないもの。必ずしも窓口での申請は必要なく、電話での相談、郵送などの申請や認定審査会もビデオ会議、電話などでも可能」との厚労省通知を市町村などに周知徹底すると共に柔軟な運用をすること。

(2) 家族間の面会機会の確保

- ・ 施設における感染防止のために利用者と関係者が面会できないことを鑑み、ICT 機器等デジタル機能を活用したオンライン面会を実現するための設備投資、環境整備を支援すること。

(3) 事業所と被介護者とのデジタルアクセス機会の整備

- ・ 在宅介護を受けられる方の健康管理、安否確認のために、ICT 機材を活用出来る体制整備を行うこと。具体的には利用者宅にタブレット及び通信環境を整え、介護サービス提供者側にも同様の体制を整備するなど、アクセス機会の確保に必要な経費について支援を行うこと。

(4) 療養中の障がい者、重度の認知症の高齢者など配慮を要する方々への対応

- ・ 介助者がいないと生活できない障がい者・高齢者については、生命の維持が困難なため、速やかに治療と介護が受けられる環境の確保を行うこと。
- ・ 療養中の高齢者が重度の認知症である場合、必要となる介助者の配置についても配慮すること。
- ・ 利用者にとって、同居する家族が感染した場合は、在宅時に介助者不在となる。訪問系サービスの支給時間の拡大やショートステイの利用などによる介助者を確保するための措置を速やかに講ずることができるよう、市町村に適切な指導と共に家族が安心できる相談体制を整備すること。

4. 利用者への医療提供の確保

(1) 医薬品の安定的確保

- ・ 入所、通所、訪問系を問わず、利用者が常時使用している医薬品について、入手困難等により服用できない事態を生じさせないよう、医薬品提供体制の安定性を確

保すること。また、医療機関での需要逼迫が生じた際にも、基礎自治体及び事業者との連絡、連携体制を構築し、供給不足を生じないように取り組むこと。

(2) 地域医療と自治体、事業者との連携

新型コロナウイルス感染症の受け入れ病院で集団感染が発生し外来診療が休止となる等により、入院不要な高齢者が退院するケースが生じている。

その結果、訪問介護及びデイサービスに急激な要望が寄せられている地域があり、混乱がある。

従前の医療提供体制が変化する場合、想定される事態に対応できるよう、医療機関、自治体及び地域事業者との連絡、情報提供体制を確保すること。

5. 障がい特性等を踏まえたきめ細かな支援

上記に加えて、障がい福祉サービスにおいては、次のとおり障がい特性等を踏まえたきめ細かな支援を行うこと。

(1) 障がい福祉サービス事業所等における発生時の対応

- ・ 障がい福祉サービス事業所等は、難病患者を含む障がい者・児にとって必要不可欠なサービスであることから、事業所等の職員、利用者及びその家族が発症した場合のサービス停止または休止が最小限となるための対策を講ずること。
- ・ 利用者・職員等が感染した場合の実践的・具体的な事例など現実的なガイドライン・Q&Aの整備をすること。特に障がい分野は感染症に不慣れなため、こうした支援と共に相談支援体制も整えること。

(2) 事業継続の支援、就労系事業所の工賃ダウンや施設・事業所の職員確保など体制整備・充実

① 事業継続のための支援

通所サービス等を中心に休業する事業所が増えている。また、事業を継続していても感染対策の費用などが嵩み、経営的に厳しい事業所も増えている。就労系事業所で飲食などのサービス業は収入が全く入らず、家賃・人件費などが嵩み大変な状況である。激変緩和措置等事業継続のための支援を講ずること。

② 工賃確保など利用者支援

就労継続B型、A型など就労系事業所での売上減少により、利用者の工賃が大幅にダウンする事態が生じている。工賃確保の支援など利用者の就労継続に配慮した支援を講ずること。

③ 障がい福祉従事者への特別手当等の給付

相当な負担を強いられる環境で従事者は体力的・心理的な負担、緊張、不安は限界に達している。こうした従事者に対しての対応のため、かかりまし経費支援の拡充をすること。

④ 相談支援事業の拡充・強化

コロナ対策で相談件数が急増しているが、報酬が1件単位でないので1人当たりの仕事量の負担が大きい。重要な相談事業の人員強化などの配置ができない。今後、新型コロナウイルスの感染収束後も精神疾患など重い相談が続くことが予想されることから、相談支援事業の拡充・強化を図ること。

⑤ 独立行政法人福祉医療機構（WAM）の融資額の拡充と手続きの簡素化、迅速化

無利子 3000 万、無担保 6000 万円（無利子・無担保 3000 万）での融資上限を医療と同じすること（医療は無利子・無担保 1 億円）。また、更なる利用に向けて、手続き等について引き続きの簡素化、迅速化を図ること。

（3）あらゆる障がい者の情報保障の確保

あらゆる障がい者のための情報保障を確保すること。具体的な方法として、①記者会見や公共サービスにおける遠隔・現場での手話通訳、要約筆記の提供、音声、点字、拡大文字、テキスト等による告知、②わかりやすい形式の資料開発、③アクセス可能なデジタル技術の活用などによること。

（4）各障がい別の留意点

① 視覚障がい

- ・ 病院や買い物に行く際に同行する「ガイドヘルパー」の利用が濃厚接触にあたるため、利用が難しい状況となっている。支援方法を柔軟に対応すること。

② 聴覚障がい

- ・ 聴覚障がい者情報提供施設等に遠隔手話サービスの整備を図ること。（手話通訳の感染リスクを排除するため）

③ 医療的ケア児・者、難病患者

- ・ 医療的ケア児・者や難病患者の家庭へ、エタノール等衛生用品を確保すること。

以上